

令和3年7月1日

## 「福島市消防基本計画」 ～パブリック・コメント実施～

施設等に関する計画について素案がまとまりましたので、市民の多様な意見を十分に考慮したうえで最終的に決定するためのパブリック・コメントを実施します

### 記

#### 1 パブリック・コメント対象案件

条例・計画名／福島市消防基本計画～強くしなやかな消防防災の実現に向けて～  
担当課／消防総務課

※詳細については別紙のとおり

#### 2 意見の提出期間

令和3年7月1日（木）から令和3年8月2日（月）

#### 3 素案の閲覧方法

①市ホームページ

②閲覧場所：消防総務課、広聴広報課、市民情報室、各支所・出張所、各学習センター、市民活動サポートセンター、西口行政サービスコーナー、アクティブシニアセンター・アオウゼ、こむこむ館、市立図書館、男女共同参画センター

#### 4 意見の提出方法

①市ホームページから専用フォームで

②上記素案の閲覧場所に備え付けの用紙に必要事項を記入し、持参か専用の封筒で郵送またはファクスで

#### 5 意見を提出できる方

①本市に住所を有する方

②本市に事務所または事業所を有する方

③本市に存する事務所または事業所に勤務する方

④本市に存する学校に在学する方

⑤その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有する方

#### 6 その他

頂いたご意見とそれに対する市の考え方については後日公表いたします

担当：広聴広報課

課長 清野 主任 佐藤


電話 024-525-3710（直通）

## 福島市消防基本計画

～強くしなやかな消防防災の実現に向けて～

消防本部

消防総務課

目指す姿	「子どもから高齢者までが安心安全に暮らせる災害に強いまち福島」を目指します。
計画の期間	令和3年度 ～ 令和7年度（5年間）
	<p>本市消防を取り巻く環境の変化に対応し、あらゆる災害に対応できるよう5つの基本目標を設定し、各種事業を実施します。</p> <p><b>【5つの基本目標（事業）】</b></p> <p><b>基本目標Ⅰ</b> <u>あらゆる災害に備えるまち（8事業）</u></p> <p><b>基本目標Ⅱ</b> <u>大規模・広域災害に対応するまち（6事業）</u></p> <p><b>基本目標Ⅲ</b> <u>市民とともに命を救えるまち（8事業）</u></p> <p><b>基本目標Ⅳ</b> <u>みんなで築く防火のまち（5事業）</u></p> <p><b>基本目標Ⅴ</b> <u>郷土愛で防災力を育むまち（5事業）</u></p> <p>&lt;主な事業&gt;</p> <p>①各種災害に迅速・的確に対応できるよう、防災対応拠点となる施設（<b>福島消防署清水分署新庁舎、消防本部・福島消防署新庁舎</b>）の整備を図ります。</p> <p>②各種災害の対応能力向上のために職員の人材育成を推進するとともに、<b>女性消防吏員が活躍できる職場環境の整備</b>に努めます。</p> <p>③<b>ICTによる電子申請等を推進</b>して、消防行政手続きの利便性を図り、市民サービスを向上します。 ※総務省消防庁が、令和3年度中に実施する「<u>火災予防分野における各種手続きの電子申請等に係る実証実験</u>」に福島市消防本部の参加が決定しました。</p> <p>④市民が積極的に心肺蘇生やAEDが使用できるよう、応急手当の更なる普及・啓発を推進します。また、<b>救急救命士の計画的な養成</b>、高度救命用資器材の整備を進めるとともに、医療機関との連携を強化し、救命率向上を図ります。</p> <p>⑤<b>住宅用火災警報器の設置率（条例適合率）向上</b>により、住宅火災による死傷者や損害の拡大を軽減します。</p> <p>⑥<b>消防団と地域の連携強化を進めるとともに、自主防災組織、女性防火クラブ等の活性化</b>を支援し、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識のもと地域防災に取り組み、郷土愛で防災力を育むまちをつくりまします。</p>
意見提出期間	令和3年7月1日 ～ 令和3年8月2日
備考	

担当：消防総務課

課長 佐久間 係長 山田

電話 024-534-9107（直通）